

*** 質疑 ***

(質) 私不勉強で、坂本さんというのはどんな悪い男なんですか。

坂本元刑事というのは大阪府警の捜査1課の刑事でした、当時は。

私を取り調べた主な役割の人で、二人の刑事で取り調べるんですけど、目の前に座って頭を抑えたりとか、大声で怒鳴ったりとかそういうことをしたのが坂本刑事。今は辞めてもう10年たつのですけれど。

証人で出てきた時も「私を犯人と思いますか」と自分で尋問したら「はい思います」とはっきり言いました。そこで、私はその時、自分がやられたことを法廷で再現しました。娘の写真を壁にも貼って目の前にも置いて、私が見なからたら向かいどうしですから前から手を伸ばして写真を見るとやられたシーンがあるんですけど、それを坂本刑事の前で「これやりましたよね」ってやったら、坂本刑事は「やってません」と平気でウソを言いました。あの人達はどこまでいっても腐ってます、ほんとに。

いくら言っても分からぬ人にはいくら言っても同じだという感じです。

坂本は最初は、証人によっても大阪府警からの尋問では悶々として、裁判長にもマイクの近くで言って下さいとか、もう少し大きい声を出してくださいとかいろいろ注意を受けてたんです。でも、さあ私が尋問だと思ったら、もうしゃきっとして大声ではっきり「犯人と思っている」と、大きな声で言いました。

その時に、いくら辞めても刑事の魂というかそういうものが蘇ってきて、しまいには「自分も質問して良いですか」と裁判長に言って「それは無理です」と怒られていたんです。それだけ私に質問されて言われることに腹がたったんでしょうね。

そしてマスコミが追いかけていったんですけど坂本刑事は弁護士事務所に逃げ込んで、その後、大阪府警に行つたそうです。何でやめた人がまた大阪府警に行くんですか。証人によって終わったらご挨拶して帰るというパターンが普通なのに。行くということは辞めてもつながりがあり、たいぐうされているのでしょうか。

大崎とか名張とか袴田事件とか他の冤罪事件について私が言ったら、裁判長も「ああそうですね」と言って。私は湖東記念病院の西山美香さんと獄友なんです。となりで作業も一緒にした仲なんですね、偶然にも。そのことを裁判長に「私と獄友んですよ、作業もしたんですよ」って言ったら「そうですかあ」っていうふうに言われてました。

裁判長は冤罪についてもいろいろ知ってらっしゃるような雰囲気でしたね。木谷先生のことを言ったら「ああ、あの人は…」とスゴイ尊敬のまなざしでした。

(質) 国(検察)が違法性をなかなか認めない。検事の性分なんでしょうけれども、これはなんでだと思いますか。

まあ、弁護士も言っているのですけれども、今まで国はずっと勝ってきてる、国賠はなかなか勝てないというのがあって、国は勝ってきてるから負けるわけがないという変な自信みたいなのがあり、今回も負けるわけがないから席にも着かない、着かなくも良いという態度があると思います。

結局、他人の人生を壊しても自分たちがしたことが悪いと思っていない。自分たちは、冤罪が晴れたらその冤罪が晴れたことを失敗したと思う。

だから昔の死刑事件でも死刑から再審無罪になって、本当だったら「ああ、こんな無実の人をこんな目に遭わせたんだから」って反省しなければいけないのに、「いや、こんなことはあってはならないし、これからはこんな失敗はアカン」という違う考え方ですよね。それがずっと続いて、何の自信があるのか分からないけれ

ど、一度起訴したらどこまで行っても間違いない犯人だ、真犯人が出てきても犯人で通すということで、どうしようもない。

私はみんな辞めてほしいと思うんです。一度キレイに全員が辞めて、自分は裁判長になろう、検事になろうと、そうやってしっかり勉強して志した司法の人達で、自分の思うようにちゃんと正しいことをやんなさい。組織を全部変えたら冤罪はなくなるんじゃないかな。でも辞めるというのは不可能ですよね。

法廷に出てきている検事だってお飾りですよ。これを言え、これを言えと言われているだけで、私はトップが指示していると思うのです。その人に会えるものなら会いたいと思ってます。

(質) (旧優生保護法下の強制不妊手術の裁判で) 20年の除斥期間を不正義だからと無視した判決がありました。大変な名判決だと思うのです。ホンダの事件がありますね。不妊手術の件があつたらなんか手立てはないですかね。

最高裁まで行きましたけれど、認められなかつたですね。除斥期間で終わりということで。

誰が誰を有罪にしたの、裁判所でしょ。裁判所が有罪にして20年の期間が過ぎてしまつてそして無罪になつた時にはもう過ぎていた。でも、本当の火災の原因は何と言つてもホンダの車から漏れたガソリンなんですよ。それを認めないって本当にどういうことなのかなと私は思います。

最高裁まで要請に自ら行つたし、弁護士も行つたんです。意見書も読み上げたけれど裁判官が出てきたわけではないから私も腹が立つて。その勝利をニュースでみて、「ああ、20年認めたんだ」、何が違うのだろうと思つました。

やはり裁判体が違うからということになつてしまうのかな。私がホンダと争つてゐる時に他の事件の応援に行つたら、一審負けて控訴審の時にそこの裁判官は「青木さん、あの事件もおかしいですよね、ホンダの」と言つてゐた。

だから、裁判官によつて違うんだろうなと思います。私は国賠の裁判体にも最終意見陳述で、「私はホンダのことも闘つたけれど、20年の除斥で負けてしまつた、でも私を有罪にしたのは裁判所でしょ、だから裁判長、同じ裁判官としてどう思いますか」と問い合わせをしたのですけれど。

だから、なんで認めないんだろうと悔しいけれど、この国賠が終わつてから日弁連に人権救済ですか、それしかもうできないというから、じゃあそれだけでもやろうと思っています。

(質) 裁判所が検察の違法をなかなか認めない。その違法性を証明するいろいろな具体的な事実があまりないのか。それを聞きたい。

判例をいっぱい探してくれてゐるみたいですけれど、厳しいと言われました。楽観しないでくださいと裁判所から言つされました。

私に対する検事の取り調べがすごくきつかったというより二人に対しての差があるわけです。これが二人で国賠やつてゐるんだったら違法性もかなり強くなるかもしれないけれど、私がやつてゐるだけですから厳しい。

検事も法廷に呼んでいないんですね。呼んでも出てくるかどうか分からぬですけれど、当時の検事を証人申請していないという点もある。

「このまま控訴されなかつたら青木さんの完全勝利ですよ」と裁判長は言ってくれたんですよ。「でも控訴されたらその証人尋問もしてないからもしかして」と自分が終わつてから先のことまで、この裁判長は心配し

てくれて「万が一ですよ、青木さんが負けるようなことがあったら」「青木さんの活動にも支障をきたすでしょう」と言われたんですよ。これには私は笑っちゃったんですけれど、そんな私は立派な活動をしているわけではない。自分が負けたからといって全然そんな関係なかったんですけれど、そこまで考えてくれている。

判決が終わったらこの時の状況を明らかにします。これも弁護士が言うなといってますが、内容もホントにビックリしますよ、今まで他の裁判と同じように法壇の上から私を見下ろすという形だったんですけど、それについても謝っていらっしゃって、最後の方では書記官の座る席まで降りてきましたからね。3人で降りてきて、そこで「これでもチョット高さがありますよね」と言いながら降りてきて話をする。本当にどこまで私に寄り添ってくれるんだろうという、支援者と一緒に居るような雰囲気の三者協議の感じでした。

(質) 20年という期間の妥当性、僕はこれは短いなと思っているし、国を免責するような条項、20年たつたらもう請求権ないみたいな話で本当に良いのか。最近大阪高裁で初めて、強制不妊の違法性について著しく正義に反するものは除斥期間とかは関係ないみたいな判決があったと思うのですが、そういうものは青木さんの場合にも当てはまるんじゃないかと思います。今のところ除斥期間20年というのはあるけど、実際優生保護法で16歳で強制不妊させられた人が36歳まで訴えられるのかと言えば、ほぼムリだと思う。おかしな条項だと思うのでお考えをお聞かせください。

ホンダを訴える時には弁護士が判例などを探ってきて3件ほどあったんですかね。

死体が埋めてあってそれが見つかなくて、そういう事件だったと思うんですよ。それが除斥期間でも認められて、殺しているんだから犯人としてやらなければいけない。

そもそも無実の人間を冤罪にしたんだから、それで裁判で無実を訴えて闘うまでに20年以上かかってしまった。それは誰が悪いのといったらそもそも犯人でもない私を捕まえた大阪府警とそれを起訴した国ですよ。そして、裁判所も原審はすべて無期懲役の判決で確定させられてしまって、再審になってやっと1回で勝てたという感じですから、その責任は司法に係わるみんなが悪いと思う。

私は自分が負けてしまったら、今闘っている仲間がもしも何かの事情で自分が無実になってから訴える期間が20年過ぎたら、そんなときだけ私の判例を持ってこられたりしたら冗談じゃないと思っているので、この問題もできる限りのことをやろうと。

弁護団の中では人権救済しかもうないよというようないろいろの意見もあって、結局一人の先生がやろうと言うから、もう二人でやろうという感じでした。ともかくこの国賠が終わらないとできないということで、終わってからできることがあるんだったら何でも最後までしようという思いでいます。

(質) 除斥期間はどこを起点に20年間なのか。

私の場合は結局、我が子を殺した母親ということで親権ですか、相続の権利がないというか、それを失っていて、再審で無罪になってそれが回復したから、回復した時がすでに20年過ぎているということみたいですよ。

もし本当に私が娘を殺していたら（相続権を）奪われるわけでしょう。親が子どもを殺してることで。でも私が犯人ではなかったということを証明するまでに20年以上かかってしまった。

(質) 一審、二審、最高裁でなんで負けたのか。

一審の女性の裁判官が一番ひどかったです。初めに三者協議という会議室みたいなところで話を始めたの

ですけれども、ホンダは除斥の一点張りで、何も審理するつもりはないと証言したものだから、女性の裁判官が「じゃあ、この除斥の問題について中間判決を出せば、ホンダさんは審理に対して意見を述べられますか」と言ったんですよ。

「じゃあ、中間判決で除斥の問題は勝つんだ」「関係なく審理に入っていくんだ」と、私は絶対勝つと思って判決日に行ったんですよ。そしたら「除斥です」というから、ああこのメスダヌキと思って、本当にものすごく腹が立ったんです。

わざわざ中間判決を出してと言ったくせにその除斥を認めてしまってあれは何だと思って。私は勝つ気満々だったのにあっけにとられてしまいました。

ホンダも検察と一緒にですよ。ガソリンは漏れないというのですから。私が勝手に言っているのではなくて、世間の人から自分の所の車からもれると車を提供してもらって、あっちこっちでもれているわけですよ。説明書にもホンダの車はガソリンを満杯に入れたらダメらしいんですよ。少し追い足しますよね。今は自分で入れますが昔は店員が入れて一度止まってもサービスでチョット入れてくれる、このチョット入れたらダメという説明書があるんですよ。そんなおかしい車ないでしょう。それを知っている人はいれないんだけど、貸してくださいと言って借りた方は悪いと思ってガソリン満タンにして返す時に多めにいれたら漏れるんですよ。

外に止めている車なら良いけどウチは庭みたいなところに入れているし、昔の風呂釜みたいなガス釜があつたのでいろいろな条件が重なって出火になった。

(質)除斥期間云々というのはホンダが悪かった場合ホンダに損害賠償の請求ができないというだけの話であつて、損害賠償はできないけれどホンダのせいでしょうという判断がなぜ成り立たないんですか。

審理に行かないで除斥の問題だけで審理したから、除斥だという一点で逃げたから審理には入れないんですよ。

(質) 刑事裁判でなんで有罪になったのか。

私はそれを問いかけているけど、ホンダは車は漏れませんよと。だから大手メーカーですよ、マスコミも書かないですよ、コマーシャルでお世話になっているから。ホンダのこともそんなに報道されなかつたし。

ホンダのことを書かなかつたくせに今回、突然マスコミ、テレビとか新聞から毎日のように連絡がきて、私4日から毎日毎日取材が入っているんですよ。「興味があるの」とか言ったら、「ありますよ」と言うから「そう、でもホンダを記事にしなかつたくせに」と言って、「スポンサーでしょう」とマスコミにはちくりと言いますけれど。

大手メーカーだったら守られるのかな、それは国だったら守られるのかなというのと同じだと思うんですよ。やっぱり権力、お金と権力。

ありがとうございました。